

序

これまで明代の北辺防衛問題に関する研究は、主として北方民族側からみたものが多く、明側からみた研究は手薄であった。そのため本研究で、明側が北辺防衛問題でいかに対応し防衛体制を構築したかを考察したい。

明代で北辺防衛策が最初に問題化したのは、永楽年間の北京遷都であると予測され、さらに永楽帝の著名なモンゴル親征や宣徳帝の巡辺等も北辺防衛策と深い関係があると考えられ、これらの点を解明したい。

つぎに軍事機構の退廃は北辺防衛に重大なる影響を及ぼしたが、それは武官世襲制に起因し、後に顕著となる北辺守備軍の文官領導體制はその克服手段と思われ、その成立過程を論証したい。さらに武官退廃の変革はいくつかの武官抜擢法の施行に依存したと推測されるが、それがいかなる成果をあげたかも明らかにしたい。

北辺でモンゴル侵寇が深刻化したの土木の変以降で、明は対抗して沿辺に辺鎮をつくり、長城を修築した。長城は軍事的効果が高くなかったとされてきたが、しかし明末まで繰り返し長城修築工事がなされた。その理由解明が明中・後期の守辺戦略を明らかにすると考えられる。

またモンゴルへの慰撫を目的とした交易政策は、北虜（韃靼および瓦剌）と兀良哈とは異なると考えられ、その意図を考察したい。そして1570年の民間交易を認めた「隆慶の和議」ではじめてモンゴルの侵寇が止むようになったが、そこに至る政策転換はどのような事情であったかを明らかにしたい。

以上の点を主に考察し、その概要を各章ごとにまとめれば、以下の通りとなる。

第一章 明代前期の北辺防衛と北京遷都

成祖永楽帝は、靖難の変を経た永楽元年に、遼東から甘肅にかけて構築されていた北辺防衛体制を変革した。主要な変革点は、①大寧に設置されていた北平行都司を北京南方の保定に全面的に内徙させ大寧都司として発足させたことと、②大同にあった山西行都司所屬の約半数の衛所を北京周辺に内徙させたことである。この措置は、燕王時代からの独自の根拠地である北京の防衛強化と、北京へ遷都する下準備だと考えられる。しかしその結果として、大寧から大同にかけて北辺防衛線が実質上300里も退縮した。とくに永楽十八年に北京遷都を断行した後、京師が北辺と近接したため、北辺防衛の面で深刻な軍事的欠陥を内包する結果となった。成祖はその欠陥をモンゴル親征によって補填しようとしたと

考えられる。

成祖のモンゴル親征は、永楽八年・十二年・二十年・二十一年・二十二年と敢行された。そして北京京師体制を成祖から継承した宣宗も、宣徳三年・五年・九年と北辺巡辺を繰り返した。これら親征と巡辺を考察すると、つぎの点が成祖や宣宗の北辺防衛の基本戦略であったとわかる。

- 一、太祖が構築した遼東から甘肅に至る防衛線は、そのまま原則として継承する。
- 二、旧北平行都司の全面的な保定への内徙と山西行都司の約半数の衛所内徙によって生じた漠南の空地を軍事的空白地帯として維持し、モンゴル居牧地と京師とに地理的距離を保ち、モンゴルからの軍事的脅威を緩和させる。
- 三、モンゴルの軍事的空白地帯へ南侵の動きがある場合、皇帝の親征や巡辺によって対応する。

永楽から宣徳末まで定期的ともいえる北辺への皇帝の親征や巡辺は、モンゴル側から見れば軍事的威嚇を受け、自らのモンゴル民族の統一を阻むものであったし、本格的に南に発展する環境が整えられなかった。明側から見れば、それが欠陥ある北辺防衛体制を軍事的に補填していたのである。

成祖の五出三犁や宣宗の巡辺に象徴される当時の北辺防衛策は、一見積極的にみえるが、軍事力配置の退縮はあっても漠北における恒常的な防衛拠点を構築した形跡は殆どみられない。この点も含めば、漠北への進出意図を主とするよりも、国内における京師北京の防衛を優先させた策であったとわかる。いずれにしても成祖の北京遷都とその辺防策は、明王朝権力を明後期まで規制する重要な要素となったのである。

第二章 宣徳・正統期の文官重視と巡撫・総督軍務

宣徳・正統年間頃から、主に北辺を中心とした辺境地帯に巡撫・総督軍務・提督軍務・参贊軍務等の明初に見られなかった文官の軍政に携わる常設的職務が添設された。元来、軍事分野に文官は介入できないとするのが太祖が構築した国家機構の原則であった。それがこれら添設官の出現によって変化したのである。

まず巡撫は、宣徳五年に京官在籍の者が「総督税糧」として江西・湖広・河南・北直隸・南直隸等に派遣され、しばらくして巡撫と称されるようになった。彼等は任地に常駐し三司を指揮し、主に税糧等の民政に携わった。巡撫は宣徳十年頃から北辺地帯にも出巡して軍政も担うようになった。

つぎに参贊軍務や贊理軍務は、洪熙元年頃に方面部属官が任命され、主として鎮守総兵官の下にあって、本来は武官が実施すべき軍務を担当した。それもやはり宣徳十年頃から京官に在籍した者が就くようになり、軍務に関する武官への発言力が強化された。

提督軍務は正統年間に出現し、参贊軍務よりも重い任であって、より強い権限を持ち、

武官の軍指揮権に関することも、武官と同格に商榷できた。総督軍務は、土木の変後の景泰年間に本格的に出現し、総兵官等の武官を自己の節制下に置き、軍事指揮権ももった重い権限を持つ文官であった。

巡撫・鎮守・參贊軍務・贊理軍務等は、添設された京官在籍の文官職で、その制度的創設は、やはり明初にない権限をもつようになった内閣によって画期的に推進された。とくに大学士楊士奇等は、宣徳十年頃から北辺を中心とした軍事的緊張地帯へ京官在籍の者を派遣し、武官の領域に文官が立ち入らないという明初の「祖法」をくつがえし、文官優位という明中・後期の状況を作り出す起点を用意したと考えられる。

第三章 宣徳・正統期の官員推薦制と「会官保舉」

宣徳・正統期の楊士奇らの内閣が、「会官保舉」の手段によって朝廷の人事権を掌握しようとした。宣徳十年頃から京官在籍の文官が北辺の軍政を修すため派遣されたが、その人選も「会官保舉」によるものと思われる。

保舉令は、官員が下僚や下級官僚らを吏部に推挙して、主に地方官に任命した他薦任官法である。宣徳七年、京官三品以上の官を挙主資格者とし、ほかに「会官保舉」すなわち吏部が三品以上の京官と会同推挙することが付加された保舉令が出され、これから実効をもちはじめ、とくに宣徳十年頃から正統年間に盛行するようになった。一方、京官への授職にも保舉令に準じた「会官保舉」の方式で推挙する例が、やはり宣徳七年頃から多くなりだし、正統五年には京官の欠員に対して地方官と同様に「会官保舉」によって任命されるようになった。

「会官保舉」の方式は、宣徳七年から始まったが、そのほか入官する際の考試出題と、地方官の九年考満で陞調する者への裁定も吏部が大臣と会同して決定する方式が、それぞれ宣徳七年と十年に導入された。結局、吏部が本来保持していた内・外官の銓選権は、「会官保舉」の方式で銓選されることとなり、事実上三品以上の廷臣に左右されるようになった。とくに永楽以来権威を高め、宣徳十年の英宗即位時に実権を掌握した楊士奇を首班とする内閣の意向が、吏部を圧倒して廷臣会議で強く反映された。逆に見れば、宣徳・正統年間の京官を含む官員推薦制や「会官保舉」の盛行は、人事権を握ろうとする内閣の楊士奇等の企図から生じたとすることができる。

第四章 明代の武舉と世襲武官

明初の武官世襲は、公侯伯の勳臣の世襲は勿論のこと、衛指揮使以下の衛所官に「世官」と称して世襲が許されていたのに対し、五軍都督府・都司の武職と、永楽年間頃から添設された京營と鑲戎の武職については「流官」と称して世襲が許されなかった。これら世官

の世襲の当否と流官人事は、実質的に兵部が担っていた。

宣徳・正統年間頃から、武官世襲制に起因する武官の退廃が問題となり、いくつかの武官任用法が発案された。それらのなかで「推挙」と「挙用將材」等の武官抜擢法が広く実施されるようになった。「推挙」とは、宣徳・正統年間頃から広く用いられ始め、「会官挙保」と同様に兵部だけで武官を銓除するのではなく、多くの廷臣が会同して推挙することであった。「挙用將材」も宣徳年間頃から始められ、下級武官および軍籍旗軍にまで範囲を広げて候補者を推薦させ、武芸の考試で選抜する制度であった。ただしこれらの抜擢法は、在来の世襲武官の存立基盤と抵触するようなものではなかった。

天順八年十月に武挙法が成立した。その概略は、各地の民人を含む候補者を中央に貢挙させ、兵部と京營および総兵官処等の武官が会同して考試し、中式者は京營および総兵官処に送られ、軍功をあげたならば陞用させるとするものであった。しかしこの武挙法は、原案の李侃案が大幅に民人の登用を企図する革新的なものに対して、世襲武官の立場に近づいた折衷案であった。つまりそれは「挙用將材」と類似しており、しかも実施に当たって朝廷は本格的に機能させようとはしなかった。

正徳三年の武挙法は、文科挙に倣った三年一試を基本とし、民人にも応試資格があり、さらに考試官・監試官は文官で構成され、勳臣や高位武官は影響力を行使できる立場から排除された。つまりこの武挙法は世襲武官集団の枠がはずされた抜擢法として制定され、条式も整備されたものであった。ただし、嘉靖二十三年頃まで異論や中断があり、中式人数も少ない上に一定しておらず、武挙による人材供給が安定していたとはいえない。

北辺で俺答汗が活発な行動をしていた嘉靖二十六年頃から、中式人数は増加し、万暦年間までに百名前後に一定するようになった。

武挙が長い間制度として確立しなかったのは、武官世襲制と矛盾したからだと思われる。それは、それだけ世襲武官の王朝における存立基盤の確かさをしめすものであった。

第五章 余子俊の「万里の長城」とその失脚

成化年間、オルドス居牧の「北虜」が延綏や寧夏から腹裏深く進入し、一般人民や羊・牛・馬等の膨大な家畜が擄掠された。

明朝廷内では、オルドス掃討をめざす「搜套」策が成化二年頃から唱えられ、平虜將軍総兵官が何度となく派遣された。結果として、成化初年で守備軍兵一万二千五百人が、「搜套」策を実行するためとして、成化八年で約八万人程度まで増強された。しかしこれら軍兵は一度もオルドスに出動しないで守備に終始し、かえって新たな軍餉問題を引き起こした。余子俊試算によると、成化八年段階で年間九百七十万石の軍餉費が必要になっていたとし、その負担は陝西を中心とした華北人民に課せられたため、負担に耐えかねて逃亡する者が多かった。

一方、營堡の増置や配備替えによる守辺策は、成化初年の王復案によって実施された。その防衛的効果はおおむね失敗に帰したと思われる。余子俊が延綏巡撫に着任したのは成化七年で、翌成化八年に辺牆（万里の長城）の修築案を上奏し、辺牆修築による防衛が経済的に安価に済むとした。

余子俊の辺牆修築案は、成化十年に実施され、その八・九割が完成した。それは、東の清水營から西の花馬池までの約一千七百里の辺牆や十二の營堡等の創築と修理であった。辺牆修築の経済的効果は、守備官軍を約三万人、軍馬を約五万一千匹減らすことができ、年間約六百万石強の軍餉節減効果があった。また辺牆修築による軍事的成果は、楊一清が述べたところによると、以後二十年間延綏地区への侵寇を北虜が果たさなかったとしている。北虜入寇事列表でも、成化十年を境として急激に減少していて、辺牆の軍事的効果はかなりの程度あったと考えられる。

以上、余子俊が修築した辺牆の効用を考えると、以後北辺の各辺鎮で辺牆を中心とする画地分守の守辺策が重視され、それが明末まで継続された理由が理解できる。

さて余子俊はそれから十年後の成化二十年に宣大総督に任命された。彼は自ら築いた延綏辺牆を考慮した辺備修築を宣大地区に実行しようとした。子俊はまず二十年に第一案を、二十一年に内容密度を高めた第二案の「辺防策」を提出した。案は一旦、憲宗の裁可を受けたにも関わらず、科道官等は子俊への弾劾を強め、実行されずに子俊は結局失脚してしまった。しかし子俊の失脚後一年あまりで「無罪」として復権したように、弾劾理由の多くは内実のともなわないものであったと思われる。

なぜ余子俊は弾劾されたかを考察してみると、朝廷が望み、子俊が実行した宣大地区の綱紀肅正によって、指導層の反感を買った側面もある。それと同時に、賄賂を使って狐官運動をして職務を手に入れた地区指導層は、子俊の「辺防策」は不正な営利活動の障害と見なし、官界の癒着構造を利用して子俊排撃運動を作動させたと思われる。これは辺鎮問題の一面であるが、明代北辺問題の本質の一部をなしていると考えられる。

第六章 明代中期の寧夏鎮の乱

正徳五年四月に北辺の寧夏に封建されていた安化王寅鐸が、総兵官・鎮守太監・巡撫都御史等を襲撃殺害して反乱を起こしたが、わずか十八日間で鎮圧された。

この反乱軍掃討の最高責任者であった総制楊一清の『関中奏義』によると、寅鐸が反乱軍の「官位」に任命した者は、都指揮から百戸に至る寧夏在鎮の世襲武官で占められていたとわかる。さらに反乱に参加した一般軍士もやはり寧夏在鎮の官軍三千人程度であって、脅従させられたものが多く、参加武官との間に意識の差があった。それが短期間で鎮圧された主な理由であったと考えられる。

当時、逼迫した国家財政問題があった。そのため劉瑾は、正徳三年に各辺への銀兩送付

を廃止し、侵占された屯田の回復や増田によってその分を補うことにし、中央から科道官を派遣し丈糧させた。これで最も打撃を受けたのは、寧夏在鎮の世襲武官層であった。彼等は長い間屯田・屯田糧・年例銀等の辺餉に関わる逋賦や不法収奪を既得化させていたと考えられるからである。

この反乱の首魁は眞鐸で、彼が挙兵した動機については不可解な点が多く、高岱は「狂豎子」と述べている。「眞鐸の乱」は、寧夏在鎮の世襲武官主体の性格が強いと考えられる。

第七章 翁万達と嘉靖年間の馬市開設問題

翁万達が宣大山西総督に任命されたのは嘉靖二十三年で、二十八年に解任されている。その間に実行した施策は、「併守」案の案出とその実施、俺答「求貢」の受け入れ策の二点に集約される。

二十六年に上疏した「併守」案は、翁万達の宣大山西地方における辺防策の原理であった。案出された背景に、その頃の俺答汗配下の大規模な「北虜」軍の侵寇があり、明側は増兵や内辺辺牆の修築等で「内地は騒動」となったことと、山西外辺の守辺体制の破綻が明確となったことである。翁万達は「併守案」にもとづいて、一千里以上に及ぶ外辺の辺牆を修築した。

一方、俺答は朝貢貿易も求めてきた。そもそも明中期の朝廷は、兀良哈や女直に対する姿勢と異なって、北虜に対して民間貿易の馬市を認めず朝貢貿易だけを許していた。しかもこの時期の北虜朝貢貿易の特徴は、六千人の入関希望使臣数に対し、三分の一をめぐり最大二千人までの入関を許し、さらに入関した使臣を四分の三を占める存留大同使臣と入京使臣に分け、使臣貿易の比重を大同に移していた。朝貢貿易は使臣のみに許すものであるから、使臣人数の制限は貿易量を抑える意図であり、北虜の経済力や軍事力の充実を阻むものでもあったといえる。北虜からみれば、一般「虜衆」には朝貢貿易に参加する機会が少なく、中国物資の入手は入寇か密貿易以外に道がなかったことになる。

俺答「求貢」の内実は、嘉靖十年頃から北辺で盛行し始めた密貿易の合法化運動だと思われる。その理由は、密貿易が惹起した時期と北虜求貢の時期が一致し、また当時の虜衆は密貿易によって生活必需品を得ており、しかも北虜には内部矛盾があつて、富民・虜衆ともに利をもたらす平和的な交易手段は密貿易を合法化した馬市しかなかったからである。嘉靖期の俺答「求貢」の性格は、早い段階から密貿易の合法化を求める運動が本質であり、「求貢」すなわち朝貢は明朝廷の体面を尊重して単に付したものに過ぎないといえる。

翁万達は二十五年から二十八年まで、俺答の「求貢」に直接対応した。彼は俺答に理解を示し、熱心に「求貢」受け入れを朝廷に要請した。その内容は中期朝貢貿易と異なって、虜衆の参加できる馬市に朝貢を付した新しい概念の朝貢貿易案であったと考えられる。朝廷は翁万達の主張を認めなかった。そのため庚戌の変が起き、明は多大な損害を被った。

そして嘉靖三十年になってようやく馬市の盟約を結んだ。それも虜衆の参加が実質的に排除されたため一年で破綻し、両者は戦争状態に突入した。二十年後の隆慶五年、張居正や王崇古等の活動により、民間貿易の馬市開設を基本とした隆慶の和議が成立した。これによって明末まで明蒙関係はおおむね友好状況が続いたのである。

第八章 明中期北辺防衛史考—「北虜」との関係を中心として—

田村実造氏は、かつて明蒙関係史を三期に分けた。第一期は洪武～正統年間(十四世紀～十五世紀半)で、明の政治力・軍事力がモンゴル民族を軍事的に制圧している時代であった。第二期は景泰～嘉靖年間(十五世紀半～十六世紀後半)で、モンゴル民族がはげしく明王朝をゆさぶった時代であった。第三期は隆慶～天啓年間(十六世紀後半～十七世紀前半)で、明・蒙両者に和解が成立して、和平関係が保持され、経済関係が盛んになった時代であった。田村氏のこのような時代区分は、第一期と第二期の期分けの指標を「土木之變」とし、第二期と第三期の期分けの指標を隆慶の和議としていて、大方の史家の是認するところだと考える。

本章ではさらに第二期を中期として、この時期一百二十年間をタタールやオイラトなどの北虜と明との朝貢および交易関係の有無を基準として、つぎの5小期にわけた。

第1小期 景泰元年(一四五〇)～成化二十三年(一四八七)までの約三十七年間

モンゴルの政治情勢が支配権をめぐる混乱し、明への侵寇もはげしく朝貢貿易をめぐる争いも繰り返された。

第2小期 弘治元年(一四八八)～弘治十七年(一五〇四)三月までの約十七年間

明とモンゴルを統一した達延汗との間に、朝貢貿易を軸に一種の“和平の盟約”が成立して、前半は比較的平穏であった。

第3小期 弘治十七年四月～嘉靖十一年(一五三二)二月までの約二十八年間

明・モンゴル間の朝貢貿易は断絶し、その間、大規模な北虜の侵寇が繰り返された。

第4小期 嘉靖十一年三月～嘉靖三十一年(一五五二)九月までの約二十年間

俺答汗による「求貢」の申し入れが頻繁に行われ、俺答はその実現のため軍事的圧力を加え、明も対抗して各處で辺牆の修築や「復套之議」の検討がなされた。庚戌の變を経て、ようやく三十年に馬市の盟約がなり、一年間続いた。

第5小期 嘉靖三十一年十月～隆慶五年(一五七一)までの約十九年間

三十一年に馬市の盟約が破綻し、そのため俺答は侵寇活動を再開した。明は有効な防衛戦略を打ち出せなかった。隆慶年間に入ると、閣臣の高拱・張居正等が北辺防衛策に力を注ぎ、これが隆慶五年の馬市開設を中心とする隆慶の和議に結びついた。

以上の5小期について、朝貢貿易・馬市・モンゴルの侵寇・明側の守辺策等の概略を述べた。

結論

明代モンゴルに対する防衛策が問題となったのは永楽・宣徳年間以降であり、その主たる原因は、北京遷都と軍事機構の退廃に求めることができた。まず北京遷都は、従来永楽帝の北方進出の意図から行われたとされてきたが、逆に遷都は国内問題から敢行されたもので、永楽帝の著名なモンゴル親征は遷都によって弱体化した北辺防衛を補強するための守辺策であり、宣徳帝の巡辺や正統帝の親征（土木の変）もこの政策の継承であったことを明らかにした。

つぎに軍事機構の退廃は、明初以来の一種の身分制度である武官世襲制に起因するもので、その克服手段である北辺守備軍の文官領導體制は、内閣による朝廷人事の掌握によってなされたことを明らかにした。さらに武官退廃の変革の試みは、いくつかの武官抜擢法の施行に依存したが、明後期まで十分な効果をあげることができなかったという結論がえられた。

北辺のモンゴルに対する防衛問題が最も深刻化したの土木の変以降で、明は北辺に九辺鎮をつくり、防禦施設として長城を修築した。長城は軍事的効果が高くなかったとされてきたが、明代最初の本格的な長城修築を考察すると、多人数の軍兵を配置するよりも経済的に安価で、軍事的にもある程度効果があったことを確認し、それが以後の長大な長城修築を中心にした守辺戦略の主たる要因になったことを解明した。しかし一方、辺鎮内部の矛盾も先鋭化し、それにともない防衛能力の減退が進行した。

またモンゴルに対する慰撫策としての交易政策は北虜と兀良哈では異なることを明らかにし、後者を優遇しても北虜には制限した朝貢貿易しか許さなかったことは、両者の分断を計るためだと考察した。そして北虜との民間交易を認めた1570年の「隆慶の和議」ではじめてモンゴルの侵寇が止むようになったが、そこに至る政策転換は辺境人と北虜との密貿易の盛行が原動力であったことを論証した。

以上、明代初期より隆慶年間にいたる北辺防衛の諸問題を検討し、これまで先行論文でなしえなかった歴史的事実を解明することができたと確信する。

以上の研究過程で明らかになった二・三の点を付論の三編にまとめて以下に付け加えた。

付論一 明代中都建設始末

太祖洪武帝は洪武元年正月に金陵で即位し、同年八月に大都を陥落させた。その直後の九月に金陵を南京、開封を北京とし、さらに翌洪武二年八月に鳳陽を中都として「三京都体制」を發足させた。洪武十一年に南京を京師と決定するまで、中都では洪武二年から洪

武八年にかけて大規模な造営工事が行われた。

中都の造営内容は、中都城・中都皇城・中書省・大都督府・御史臺などや、在中都十二万軍の軍士勞房の造営を含む一大造営工事であって、多大の資力と勞力が投入された。太祖が中都に京師を置こうとした理由は、以下の点について指摘できる。

イ、江南に京師を置けば、中原や北辺への軍事的控制在困難であった。

ロ、中原に建都するに比べて、江南から距離的に近いため、経済的負担が軽くて済ませえた。

ハ、中都是地理的に南北交通の要衝にあり、洛陽・長安方面や、開封・北平方面に対して軍の移動が容易で北への控制在できた。

ニ、北からの侵入に対して江南を守るのに、中都是最適の防衛拠点で、そのため中都建設に江南地主の協力が得やすかった。

ホ、太祖自身が持たなかった固有の地盤を、中都およびその周辺に建設しようとした。

その際、中都に京師を置く発令があつて初めて可能になつたと思われる。

中都建設は洪武八年四月に中止された。予想以上に多大な費用が必要となつたためであろうが、江南地主の建設への協力が限定されていたことにもよろう。つまりここに太祖が政權確立のために模作した跡がみられ、また当時の皇帝權力の限界を示していると考えられる。

洪武九年頃から始動した新たな明朝独自の皇帝親政体制づくりも、中都建設中止と南京京師体制への移行が主要な契機となつた。

付論二 明代屯田子粒統計の再吟味—永樂年間を中心として—

『明実録』には、洪武年間を除き、原則として各年度末に、その年の戸口・税糧・各種税目等の統計が記載され、屯田からの收穀量も「屯田子粒」の項目を設けて記録していて、とくに変化の著しい年度をつぎに示した。

洪武二一年	5000000 石	洪熙元年	6130699 石
永樂元年	23450799 石	宣德六年	9366420 石
五年	14374240 石	九年	2307807 石
一八年	5158040 石	正統二年	2791007 石

この統計は、数字の振幅が激しくその信憑性に問題があるとされてきた。これを再検討してみたい。

永樂初年の子粒額約二千三百万石は、成祖が洪武三十五年（建文四）に屯田科則を改定し、新たな正糧・余糧二十四石の強制徴収によるもので、洪武年間の屯田の經濟力を顕現化したものであった。

成祖が科則を改定した理由は、主に軍士与奪の大権を握るためと、新方式によって屯田

関係の武官・軍士の管理を強化しようとした意図であった。その背景に、成祖固有の勢力基盤が地域的に狭小であり、江南においては反対勢力もあって不安定であったこと、軍兵の多くは建文帝から受け継いでいた等がある。成祖は、軍の管理を強化し、そこに自己の勢力基盤を築くことをめざしたといえる。

永楽初年以降正統初年まで、屯田子粒統計には激しい変動がある。

イ、永楽五年頃の約八百万石の激減は、永楽四年の兵力八十万による安南遠征の罷耕と、屯田賞罰例による屯田科則四分の一の減額の一部とによるものである

ロ、永楽十八年の前前年対比約三百万石の激減は、長年の安南・漠北等の対外戦争によって、軍士の征戍罷耕および軍士逃亡をはじめとする屯田制の弛緩が、子粒額激減に連動したものである

ハ、宣徳年間中頃の約四百万石の増加は、軍伍清理等の洪熙・宣徳年間の衛所制度のひいては屯田制再建策によってもたらされた一応の成果の反映だと考えられる

ニ、宣徳九年の前年対比五百万石の激減は、宣徳九年からの正糧十二石全廃によって、それまでの科則の三分の二を減額したことが原因である

屯田制度の崩壊は、統計からみれば永楽十八年に低水準に激減したときからだといえる。原因は多様であるが、それにみあう衝撃は成祖の対外戦争であったといえる。成祖の安南遠征・モンゴル親征を可能にしたのは屯田制であったが、また屯田制を掘り崩したのも対外戦争であった。

付論三 『元史』の編纂意図について

『元史』の編纂は洪武二年二月に着手され翌洪武三年に上進されたが、のちに蕪雑で杜撰な書として著名となった。そのようになった主な原因は短兵急に編纂された点に求められる。編纂の早急な着手と、編纂業務の期限を短く区切り、三カ月で出版させたのは太祖の意志であって、杜撰な書となった責任の一端は太祖にあった。

太祖は、元末の戦乱時、反体制的な宗教である白蓮教およびその系統の「大宋」政権と密接な関係にあった。ところが勅撰の『元史』・『大明日暦』・『太祖実録』の三書は、そのことについて忌諱隠蔽している。なかでも『元史』は、太祖が「大宋」と絶縁してから一年後、史料入手から半年後に編纂を開始して成った、太祖と白蓮教の関係を隠蔽した最初の官選史書であった。『元史』編纂は文化事業であったが、この点を考慮すると、太祖が天命思想に依拠して「大明」および太祖の権力支配の正統性を主張し、さらに「大宋」政権との関係を歴史から抹殺せねばならない政治的要請から実施された修史事業だと考えられる。とくに後者の意図には、地主階級を基盤とする封建的専制王朝政権を目指す太祖にとって、白蓮教とのかかわりを否定せねばならない緊急かつ重要な政治的意味合いが込められていたと思われる。